

愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務仕様書

第1 目的

国内外で実用化に向けた検討が進む「空飛ぶクルマ」は、地方における過疎・離島交通、救急医療、災害救助等の地域課題の解決、観光・レジャーなどの新たなビジネス創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

そこで、愛媛県における「空飛ぶクルマ」のユースケースや利便性を見える化することで、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた県民の期待・社会受容性を高めるとともに、関係事業者の参入意欲の向上につながる検討材料を提供することを目的として、本県で想定される「空飛ぶクルマ」の運航ルート及び離発着場調査を実施する。

※「空飛ぶクルマ」は、電動、垂直離着陸、自動で飛行するものとする。

第2 委託業務名

愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務

第3 委託期間

契約の日から令和6年2月29日（木）まで

第4 委託料

2,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

第5 委託業務内容

1 運航ルート等の調査

2025年以降に商用運航の開始が想定されている「空飛ぶクルマ」について、本県で考えられるユースケースのイメージを見える化するため、次の(1)～(3)の調査を実施する。

(i) 本県と近隣県を結ぶ運航ルート及び離発着場候補地（4ルート以上）

本県と近隣県の都市との間を結ぶ運航ルート及び離発着場の候補地、その所要時間、利用需要等を調査する。

※本県側の離発着場の候補地は、経済産業省及び国土交通省が設置する「空の移動革命に向けた官民協議会」離発着場ワーキンググループにおいて検討中の「空飛ぶクルマ専用の離発着場に係る整備指針」（令和5年度策定予定）について、公表された情報等から可能な限り最新の検討状況を踏まえ、設置可能な地点を選定すること。

※本県側の離発着場の候補地は、東予・中予・南予の各地域からそれぞれ1～2箇所を選定し、合計4～6箇所とすること。なお、選定に当たっては「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けて積極的に取り組んでいる市町を考慮すること。

東予地域：今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町
中予地域：松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
南予地域：宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

※県外側の離発着場の候補地は、都市名と大まかなエリアを選定すること。

(例：「〇〇市〇〇周辺の適地」など)

※調査・検討に当たり必要な人流や観光客数等に係るデータは、政府統計ほか公表されている情報を活用すること。

(例) 貨物地域流動調査・旅客地域流動調査 (政府統計)

観光客数とその消費額 (愛媛県)

松山空港の利用状況の推移 (松山空港利用促進協議会)

(2) 県内における運航ルート (5ルート以上)

(i) で選定した本県側の離発着場候補地と周辺市町等を結ぶ運航ルート、その所要時間、利用需要等を調査する。

※(i) で選定した本県側の離発着場候補地を相互に結ぶルートを含めてもよい。

※(i) で選定した離発着場候補地の所在地と同一市町内を目的地としてもよい。

※「空飛ぶクルマ」の特性を活かし、愛媛県内の観光地を複数組み合わせる周遊するルートを少なくとも1件含めること。

(観光地の例) 道後温泉、しまなみ海道、四国カルスト、新居浜市東平地区、石鎚山 (登山口)、滑床溪谷、佐田岬半島、宿泊施設など

※離発着場の候補地は、(1) と異なり、大まかなエリアの選定でも可とする。

(例：「〇〇市〇〇周辺の適地」、「道後温泉周辺の適地」など)

(3) 県内の条件不利地域の地域課題の解決に繋がる活用のモデルルート (1ルート)

県内の過疎地域・離島・半島などの条件不利地域を出発地又は目的地とする運航ルート、その所要時間、利用需要、ユースケース等を調査する。

※防災、救急医療など緊急時の利活用を想定した運航ルートも可とする。

※離発着場の候補地は、(1) と異なり、大まかなエリアの選定でも可とする。

(例：「〇〇島〇〇地区の適地」など)

2 調査報告書の作成

調査結果を調査報告書及び概要版報告書に取りまとめ、紙媒体及び電子媒体で納入すること。

なお、概要版報告書は、本県における「空飛ぶクルマ」の社会実装に向け、県民の期待や社会受容性を高めるとともに、関係事業者の理解促進や参入に向けた機運醸成を図ることを目的とした配布物として作成すること。

(1) 紙媒体 調査報告書 (A4判) 及び概要版 (A3判二つ折り・両面カラー) 各3部

(2) 電子媒体 調査報告書及び概要版 (編集が可能な Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等で作成したファイルと PDF 形式のファイルの2種類とし、CD 又はDVDにより納品すること。)

3 「愛媛県における『空の移動革命』実現に向けた推進ネットワーク」参加者を対象とした勉強会における調査結果の発表

愛媛県における「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に関心を持つ企業・団体、

自治体等約 100 者で構成する「愛媛県における『空の移動革命』実現に向けた推進ネットワーク」(以下「推進ネットワーク」という。)の参加者を対象として発注者が開催する勉強会に講師として出席し、前項の調査結果の発表を行うこと。

(1) 開催時期

令和 6 年 2 月を予定

(2) 開催場所

愛媛県内を予定

※勉強会の企画・運営や会場の確保は発注者が行い、その経費は委託料に含まない。

※受託者が勉強会に出席するために要する旅費は、愛媛県の規程に基づき、委託料とは別に支給する(ただし、発表者 2 名までに限る)。

※勉強会の講師としての謝金は、委託料に含むものとする。

第 6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し発注者の承諾を得なければならない。

第 7 著作権の取扱い

本委託業務に係る作成物等の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。調査報告書に他の個人・団体等の著作に係る文献資料等を用いる場合は、著作権侵害等に注意し、受託者において著作権者の了解等を得た上で出典等を明記すること。

第 8 その他

- 1 業務の遂行に当たっては、手法や内容について発注者と十分に協議し進めること。
- 2 発注者は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- 3 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、その指示の下、業務を円滑に遂行すること。
- 4 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)及び別紙「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- 5 業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用はすべて受託者の負担とする。
- 6 その他定めのない事項については、必要に応じ発注者と協議のうえ処理するものとする。